

1

令和5年第3回

多治見市議会定例会議案

令和5年6月1日

目 次

議第53号	多治見市児童発達支援センターの設置及び管理に関する条例を制定するに ついて	1
議第54号	多治見市職員の給与に関する条例の一部を改正するについて	5
議第55号	多治見市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正するについて	6
議第56号	多治見市税条例の一部を改正するについて	7
議第57号	多治見市手数料条例の一部を改正するについて	11
議第58号	多治見市火災予防条例の一部を改正するについて	25
報第12号	令和4年度多治見市一般会計継続費繰越計算書の報告について	28
報第13号	令和4年度多治見市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について	31
報第14号	令和4年度多治見市介護保険事業特別会計継続費繰越計算書の報告につい て	35
報第15号	令和4年度多治見市水道事業会計予算繰越計算書の報告について	37
報第16号	令和4年度多治見市下水道事業会計継続費繰越計算書の報告について	39
報第17号	令和4年度多治見市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について	41
議第63号	多治見市教育委員会委員の任命について	44
議第64号	多治見市公平委員会委員の選任について	45
議第65号	多治見市監査委員の選任について	46
議第66号	多治見市農業委員会委員の任命について	47
議第67号	公葬を行うについて	49

議第53号

多治見市児童発達支援センターの設置及び管理に関する条例を制定する
について

多治見市児童発達支援センターの設置及び管理に関する条例を次のように制定する
ものとする。

令和5年6月1日提出

多治見市長 高木 貴行

多治見市児童発達支援センターの設置及び管理に関する条例

(設置)

第1条 心身の発達に支援を必要とする児童の健全な発達に関し、地域における中核
的な役割を担う機関として、児童に必要な支援を提供するとともに、児童の家族、
事業者その他の関係者に必要な援助を行い、もって児童の福祉の向上を図るため、
多治見市児童発達支援センター（以下「センター」という。）を設置する。

2 センターは、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第43条に
規定する児童発達支援センターとする。

(名称及び位置)

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 多治見市児童発達支援センター
- (2) 位置 多治見市脇之島町7丁目59番地の13

(指定管理者による管理)

第3条 センターの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項
の規定により、法人その他の団体であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」
という。）に行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務)

第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 児童発達支援（法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援をいう。以下同じ。）に関する事。
- (2) 保育所等訪問支援（法第6条の2の2第5項に規定する保育所等訪問支援をいう。以下同じ。）に関する事。
- (3) 障害児相談支援（法第6条の2の2第6項に規定する障害児相談支援をいう。以下同じ。）に関する事。
- (4) 保護者が通所給付決定（法第21条の5の5第1項に規定する通所給付決定をいう。以下同じ。）を受けていない障害児等（第6条第4号に規定する障害児等をいう。）及びその保護者に対する相談及び助言に関する事。
- (5) 法第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者に対する相談及び専門的助言に関する事。
- (6) センターの維持管理に関する事。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、第1条に規定する設置目的のために必要な事業を行う事。

（開所時間等）

第5条 センターの開所時間及び休所日は、規則で定める。

（対象者）

第6条 第4条第1号から第4号までに掲げる事業の対象者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。ただし、市長が必要と認める者については、この限りでない。

- (1) 児童発達支援 障害児（法第4条第2項に規定する障害児をいう。以下同じ。）である乳児（同条第1項第1号に規定する乳児をいう。以下同じ。）又は幼児（同項第2号に規定する幼児をいう。以下同じ。）であって、その保護者が本市から当該障害児について児童発達支援の通所給付決定を受けているもの
- (2) 保育所等訪問支援 障害児である乳児又は幼児であって、その保護者が当該障害児について本市から保育所等訪問支援の通所給付決定を受けているもの
- (3) 障害児相談支援 次のア及びイに掲げる者（市内に住所を有する者に限る。）
 - ア 障害児支援利用援助（法第6条の2の2第7項に規定する障害児支援利用援助をいう。） 障害児の保護者

イ 継続障害児支援利用援助（法第6条の2の2第8項に規定する継続障害児支援利用援助をいう。） 同項に規定する通所給付決定保護者

(4) 第4条第4号に規定する事業 障害児等（障害児又は障害児の疑いのある児童（法第4条第1項に規定する児童をいう。）である乳児又は幼児をいう。以下同じ。）であって、その保護者（市内に住所を有する者に限る。この号において同じ。）が当該障害児等について通所給付決定を受けていないもの及び当該障害児等の保護者

（定員）

第7条 児童発達支援の定員は、50人とする。

（支援の利用手続）

第8条 児童発達支援又は保育所等訪問支援を利用しようとする者は、あらかじめ市長に申請し、その許可を受けなければならない。この場合において、当該利用しようとする者は、法第21条の5の7第9項に規定する通所受給者証を提示し、市長と児童発達支援又は保育所等訪問支援に係る契約を締結しなければならない。

（自己負担額）

第9条 児童発達支援又は保育所等訪問支援を利用している障害児（以下「通所児」という。）の保護者は、法第21条の5の3第2項第2号の規定により算定した額（以下「自己負担額」という。）を負担しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、本市から通所給付決定を受けている保護者は、自己負担額の負担を要しないものとする。

3 市長は、必要と認めるときは、規則で定めるところにより自己負担額を減免することができる。

（実費の徴収）

第10条 市長は、通所特定費用（法第21条の5の3第1項に規定する通所特定費用をいう。）その他の事業の対象者に負担させることが適当と認められる費用について、その実費に相当する額を徴収することができる。

（支援の利用の停止等）

第11条 市長は、通所児が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該通所児に係る児童発達支援及び保育所等訪問支援の利用を停止し、若しくは制限し、又は第8条の規定による許可を取り消すことができる。

- (1) 伝染性疾患にかかり、他の通所児等に感染させるおそれがあるとき。
- (2) 児童発達支援及び保育所等訪問支援の利用の継続が困難と認められるとき。
- (3) 指定管理者が行う指導上又は管理上の指示に従わないとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき。

(支援の利用の中止)

第12条 通所児の保護者は、当該通所児に係る児童発達支援又は保育所等訪問支援の利用を中止しようとするときは、市長に届け出なければならない。

(損害賠償の義務)

第13条 故意又は重大な過失によりセンターの施設又は設備を毀損し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事由があると認めたときは、この限りでない。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、附則第4項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 多治見市発達支援センターの設置及び管理に関する条例（平成6年条例第2号）は、廃止する。
- 3 施行日前に前項の規定による廃止前の多治見市発達支援センターの設置及び管理に関する条例の規定によりされた処分、契約、届出その他の行為は、この条例の規定によりされた処分、契約、届出その他の行為とみなす。
- 4 この条例の施行のために必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。

議第54号

多治見市職員の給与に関する条例の一部を改正するについて

多治見市職員の給与に関する条例（昭和26年条例第2号）の一部を次のように改正するものとする。

令和5年6月1日提出

多治見市長 高木 貴行

多治見市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

多治見市職員の給与に関する条例（昭和26年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

第18条の8第3項中「第44条」を「第26条の8」に、「新型インフルエンザ等緊急事態措置」を「特定新型インフルエンザ等対策」に、「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

第19条中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

附 則

この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律（令和5年法律第14号）の施行の日から施行する。

議第55号

多治見市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正するについて

多治見市職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和47年条例第3号）の一部を次のように改正するものとする。

令和5年6月1日提出

多治見市長 高木 貴行

多治見市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

多治見市職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和47年条例第3号）の一部を次のように改正する。

附則第3項及び第4項を削る。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行前に改正前の附則第3項及び第4項の規定により支給することとされた防疫手当の支給については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

議第56号

多治見市税条例の一部を改正するについて

多治見市税条例（昭和25年告示第45号）の一部を次のように改正するものとする。

令和5年6月1日提出

多治見市長 高木 貴行

多治見市税条例の一部を改正する条例

多治見市税条例（昭和25年告示第45号）の一部を次のように改正する。

第39条の2第2項中「又は」の次に「当該控除することができなかった金額のうち法第314条の9第2項後段に規定する還付をすべき金額により」を加え、「の同項の」を「の前項の」に、「若しくは市民税に充当し」を「、個人の市民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し」に、「に充当する」を「を納付し、若しくは納入する」に改める。

第41条の3の2第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第2項」を「第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「第1項及び前項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を給与支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を経由して提出した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書（その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を経由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書）に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の2第1項の規定により記載すべき事項に代えて

当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出することができる。

第43条の見出し中「方法」を「方法等」に改め、同条第1項中「によって」を「により」に改め、同条に次の1項を加える。

3 森林環境税は、当該個人の市民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。

第46条中「及び」を「、個人の」に、「の合算額」を「及び森林環境税額の合算額」に、「によって徴収されないことになった金額」を「により徴収する場合にあっては、特別徴収の方法により徴収されないことになった金額」に、「によって徴収する場合」を「により徴収する場合」に、「によって徴収されないこととなった日」を「により徴収されないこととなった日」に改める。

第49条第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には、」に改め、「均等割額」の次に「(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第5項において同じ。)」を加え、同条第2項中「においては」を「には」に、「によって」を「により」に改め、同条第3項及び第5項中「によって」を「により」に改める。

第54条第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「通知によって」を「通知により」に、「においては、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の規定の例によって当該納税者に還付する。ただし、」を「において」に、「場合において」を「とき」に、「法第17条の2の規定の例によってこれ」を「当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により当該納税者の未納に係る徴収金」に、「充当する」を「納付し、又は納入することを委託したもの」とみなす」に改める。

第54条の2第1項中「によって徴収することが」を「により徴収することが」に、「においては」を「には」に改め、「及び均等割額」の次に「(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第54条の5において同じ。)」を加え、「によって徴収する場合」を「により徴収する場合」に、「によって徴収する。」を「により徴収する。」に改め、同項第2号及び同条第2項中「によって」を「によ

り」に改める。

第54条の6第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「方法によって」を「方法により」に、「第17条の2の規定によって」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第92条第1号エ中「及び」を「、」に改め、「三輪のもの」の次に「及び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車」を加える。

附則第14条の2第4項中「100分の10」を「100分の35」に改める。

附則第15条の2第3項中「100分の10」を「100分の35」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

（1） 第92条第1号エの改正規定及び附則第3条第1項の規定（附則第15条の2第3項の改正規定による改正後の同項に係る部分を除く。） 令和5年7月1日

（2） 第39条の2第2項並びに第43条の見出し及び同条第1項の改正規定、同条に1項を加える改正規定並びに第46条、第49条、第54条、第54条の2及び第54条の6の改正規定並びに附則第14条の2の改正規定及び附則第15条の2第3項の改正規定並びに次条第1項並びに附則第3条第1項（附則第15条の2第3項の改正規定による改正後の同項に係る部分に限る。）及び第2項の規定 令和6年1月1日

（3） 第41条の3の2の改正規定及び次条第2項の規定 令和7年1月1日
（市民税に関する経過措置）

第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の多治見市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度分以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 前条第3号に掲げる規定による改正後の第41条の3の2第2項の規定は、令和7

年1月1日以後に支払を受けるべき多治見市税条例第41条の3の2第1項に規定する給与（以下この項において「給与」という。）について提出する同条第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与について提出した同項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第3条 附則第1条第1号に掲げる規定による改正後の第92条第1号エ及び附則第1条第2号に掲げる規定による改正後の附則第15条の2第3項の規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

2 附則第1条第2号に掲げる規定による改正後の附則第14条の2第4項の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

議第57号

多治見市手数料条例の一部を改正するについて

多治見市手数料条例（昭和28年条例第27号）の一部を次のように改正するものとする。

令和5年6月1日提出

多治見市長 高木 貴行

多治見市手数料条例の一部を改正する条例

多治見市手数料条例（昭和28年条例第27号）の一部を次のように改正する。

別表52の6の項中

「

ア 一戸建ての住宅		1件につき	36,000円
イ 一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分	申請戸数が1のもの	1件につき	36,000円
	申請戸数が1を超え5以下のもの	1件につき	73,000円
	申請戸数が5を超え10以下のもの	1件につき	103,000円
	申請戸数が10を超えるもの	1件につき	145,000円
ウ 一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分		1件につき	116,000円
エ 住宅以外の建築物（用途に応じて一次エネルギー消費量の算出に用いるべき標準的な	床面積が300平方メートル以下のもの	1件につき	92,000円
	床面積が300平方メートルを超えるもの	1件につき	117,000円

建築物を用いた市長が定める計算方法（以下次項において「モデル建物法」という。）による場合に限る。）			
オ 住宅以外の建築物（エに掲げる建築物を除く。）	床面積が300平方メートル以下のもの	1件につき	242,000円
	床面積が300平方メートルを超えるもの	1件につき	303,000円

」を

「

ア 一戸建ての住宅（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この項及び次項から52の12の項までにおいて「省令」という。）第10条第2号イ（2）及びロ（2）に掲げる基準を満たしていることを確認する場合に限る。）		1件につき	18,000円
イ 一戸建ての住宅（アに掲げる場合を除く。）		1件につき	36,000円
ウ 一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分（省令第10条第2号イ（2）及びロ（2）に掲げる基準を満たしていることを確認する場合に限る。）	申請戸数が1のもの	1件につき	18,000円
	申請戸数が1を超え5以下のもの	1件につき	34,000円
	申請戸数が5を超え10以下のもの	1件につき	49,000円
	申請戸数が10を超えるもの	1件につき	71,000円
エ 一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分（ウに掲げる場合を除く。）	申請戸数が1のもの	1件につき	36,000円
	申請戸数が1を超え5以下のもの	1件につき	73,000円
	申請戸数が5を超え10以下のもの	1件につき	103,000円

	以下のもの		
	申請戸数が10を超えるもの	1件につき	145,000円
オ 一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分		1件につき	116,000円
カ 住宅以外の建築物 (用途に応じて一次エネルギー消費量の算出に用いるべき標準的な建築物を用いた市長が定める計算方法(以下次項において「モデル建物法」という。)による場合に限る。)	床面積が300平方メートル以下のもの	1件につき	92,000円
	床面積が300平方メートルを超えるもの	1件につき	117,000円
キ 住宅以外の建築物 (カに掲げる場合を除く。)	床面積が300平方メートル以下のもの	1件につき	242,000円
	床面積が300平方メートルを超えるもの	1件につき	303,000円

」に

改める。

別表52の7の項中

「

ア 一戸建ての住宅		1件につき	19,000円
イ 一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分	申請戸数が1のもの	1件につき	19,000円
	申請戸数が1を超え5以下のもの	1件につき	38,000円
	申請戸数が5を超え10以下のもの	1件につき	54,000円
	申請戸数が10を超えるもの	1件につき	76,000円

ウ 一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分		1 件につき	59,000円
エ 住宅以外の建築物（モデル建物法による場合に限る。）	床面積が300平方メートル以下のもの	1 件につき	47,000円
	床面積が300平方メートルを超えるもの	1 件につき	60,000円
オ 住宅以外の建築物（エに掲げる建築物を除く。）	床面積が300平方メートル以下のもの	1 件につき	122,000円
	床面積が300平方メートルを超えるもの	1 件につき	153,000円

」を

「

ア 一戸建ての住宅（省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準を満たしていることを確認する場合に限る。）		1 件につき	10,000円
イ 一戸建ての住宅（アに掲げる場合を除く。）		1 件につき	19,000円
ウ 一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分（省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準を満たしていることを確認する場合に限る。）	申請戸数が1のもの	1 件につき	10,000円
	申請戸数が1を超え5以下のもの	1 件につき	18,000円
	申請戸数が5を超え10以下のもの	1 件につき	27,000円
	申請戸数が10を超えるもの	1 件につき	38,000円
エ 一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分（ウに掲げる場合を除く。）	申請戸数が1のもの	1 件につき	19,000円
	申請戸数が1を超え5以下のもの	1 件につき	38,000円
	申請戸数が5を超え10以下のもの	1 件につき	54,000円
	申請戸数が10を超えるもの	1 件につき	76,000円

オ 一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分		1 件につき	59,000円
カ 住宅以外の建築物（モ デル建物法による場合に 限る。）	床面積が300平方メー トル以下のもの	1 件につき	47,000円
	床面積が300平方メー トルを超えるもの	1 件につき	60,000円
キ 住宅以外の建築物（カ に掲げる場合を除く。）	床面積が300平方メー トル以下のもの	1 件につき	122,000円
	床面積が300平方メー トルを超えるもの	1 件につき	153,000円

」に

改める。

別表52の8の項中「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下この項及び次項から52の11の項までにおいて「省令」という。）」を「省令」に改める。

別表52の10の項中

「

申請戸数が5を超え るもの	1 件につき	17,000円
------------------	--------	---------

」を

「

申請戸数が5を超え 10以下のもの	1 件につき	17,000円
申請戸数が10を超え るもの	1 件につき	29,000円

」に、

「

ア 一戸建ての住宅		1 件につき	36,000円
イ 一戸建ての住宅以外の 住宅の住戸部分	申請戸数が1のもの	1 件につき	36,000円
	申請戸数が1を超え	1 件につき	73,000円

	5以下のもの		
	申請戸数が5を超えるもの	1件につき	103,000円
ウ 一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分		1件につき	116,000円
エ 住宅以外の建築物（省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準を満たしていることを確認する場合に限る。）	床面積が300平方メートル以下のもの	1件につき	92,000円
	床面積が300平方メートルを超えるもの	1件につき	117,000円
オ 住宅以外の建築物（エに掲げる建築物を除く。）	床面積が300平方メートル以下のもの	1件につき	242,000円
	床面積が300平方メートルを超えるもの	1件につき	303,000円

」を

「

ア 一戸建ての住宅（省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準を満たしていることを確認する場合に限る。）		1件につき	18,000円
イ 一戸建ての住宅（アに掲げる場合を除く。）		1件につき	36,000円
ウ 一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分（省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準を満たしていることを確認する場合に限る。）	申請戸数が1のもの	1件につき	18,000円
	申請戸数が1を超える5以下のもの	1件につき	34,000円
	申請戸数が5を超える10以下のもの	1件につき	49,000円
	申請戸数が10を超えるもの	1件につき	71,000円
エ 一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分（ウに掲	申請戸数が1のもの	1件につき	36,000円
	申請戸数が1を超える	1件につき	73,000円

げる場合を除く。)	5以下のもの		
	申請戸数が5を超え10以下のもの	1件につき	103,000円
	申請戸数が10を超えるもの	1件につき	145,000円
オ 一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分		1件につき	116,000円
カ 住宅以外の建築物（省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準を満たしていることを確認する場合に限る。)	床面積が300平方メートル以下のもの	1件につき	92,000円
	床面積が300平方メートルを超えるもの	1件につき	117,000円
キ 住宅以外の建築物（カに掲げる場合を除く。)	床面積が300平方メートル以下のもの	1件につき	242,000円
	床面積が300平方メートルを超えるもの	1件につき	303,000円

」に

改める。

別表52の11の項中

「

申請戸数が5を超えるもの	1件につき	10,000円 (新たに追加される建築物にあつては、 17,000円)
--------------	-------	---

」を

「

申請戸数が5を超え10以下のもの	1件につき	10,000円 (新たに追加される建築物にあつては、 17,000円)
申請戸数が10を超えるもの	1件につき	17,000円 (新たに追加される建築物にあつては、 29,000円)

」に、

「

ア 一戸建ての住宅		1件につき	19,000円 (新たに追加される建築物にあつては、 36,000円)
イ 一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分	申請戸数が1のもの	1件につき	19,000円 (新たに追加される建築物にあつては、 36,000円)
	申請戸数が1を超え5以下のもの	1件につき	38,000円 (新たに追加される建

			建築物にあつては、 73,000円)
	申請戸数が5を超えるもの	1件につき	54,000円 (新たに追加される建築物にあつては、 103,000円)
ウ	一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分	1件につき	59,000円 (新たに追加される建築物にあつては、 116,000円)
エ	住宅以外の建築物 (省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準を満たしていることを確認する場合に限る。)	床面積が300平方メートル以下のもの	1件につき 47,000円 (新たに追加される建築物にあつては、 92,000円)
		床面積が300平方メートルを超えるもの	1件につき 60,000円 (新たに追加される建築物にあつては、 117,000円)
オ	住宅以外の建築物 (エに掲げる建築物)	床面積が300平方メートル以下のもの	1件につき 122,000円 (新たに追加される建築物にあつては、 122,000円)

を除く。)			加される建築物にあつては、 242,000円)
	床面積が300平方メートルを超えるもの	1件につき	153,000円 (新たに追加される建築物にあつては、 303,000円)

」を

「

ア 一戸建ての住宅（省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準を満たしていることを確認する場合に限る。)		1件につき	10,000円 (新たに追加される建築物にあつては、 18,000円)
イ 一戸建ての住宅（アに掲げる場合を除く。)		1件につき	19,000円 (新たに追加される建築物にあつては、 36,000円)
ウ 一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分（省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準を満たしていることを確認する	申請戸数が1のもの	1件につき	10,000円 (新たに追加される建築物にあつては、

場合に限る。)			18,000円)
	申請戸数が1を超え5以下のもの	1件につき	18,000円 (新たに追加される建築物にあつては、 34,000円)
	申請戸数が5を超え10以下のもの	1件につき	27,000円 (新たに追加される建築物にあつては、 49,000円)
	申請戸数が10を超えるもの	1件につき	38,000円 (新たに追加される建築物にあつては、 71,000円)
エ 一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分（ウに掲げる場合を除く。）	申請戸数が1のもの	1件につき	19,000円 (新たに追加される建築物にあつては、 36,000円)
	申請戸数が1を超え5以下のもの	1件につき	38,000円 (新たに追加される建築物にあつ

			ては、 73,000円)
	申請戸数が5を超え 10以下のもの	1件につき	54,000円 (新たに追加される建築物にあつては、 103,000円)
	申請戸数が10を超えるもの	1件につき	76,000円 (新たに追加される建築物にあつては、 145,000円)
オ	一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分	1件につき	59,000円 (新たに追加される建築物にあつては、 116,000円)
カ	住宅以外の建築物(省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準を満たしていることを確認する場合に限る。)	床面積が300平方メートル以下のもの	1件につき 47,000円 (新たに追加される建築物にあつては、 92,000円)
		床面積が300平方メートルを超えるもの	1件につき 60,000円 (新たに追加される建

			建築物にあつては、 117,000円)
キ 住宅以外の建築物（カに掲げる場合を除く。）	床面積が300平方メートル以下のもの	1件につき	122,000円 （新たに追加される建築物にあつては、 242,000円)
	床面積が300平方メートルを超えるもの	1件につき	153,000円 （新たに追加される建築物にあつては、 303,000円)

」に

改める。

別表52の12の項中「第2条第3号」を「第2条第1項第3号」に、

「

申請戸数が5を超えるもの	1件につき	17,000円
--------------	-------	---------

」を

「

申請戸数が5を超えるもの	1件につき	17,000円
申請戸数が10を超えるもの	1件につき	29,000円

」に、「第1条第1項第2号イ

(2)(i)」を「第1条第1項第2号イ(2)」に、「住宅を除く」を「場合を除く」に、

「第1条第1項第2号イ(2)(ii)」を「第1条第1項第2号イ(2)」に、

「

申請戸数が5を超え るもの	1件につき	49,000円
------------------	-------	---------

」を

「

申請戸数が5を超え 10以下のもの	1件につき	49,000円
申請戸数が10を超え るもの	1件につき	71,000円

」に、「住宅の住戸部分を除く」

を「場合を除く」に、

「

申請戸数が5を超え るもの	1件につき	103,000円
------------------	-------	----------

」を

「

申請戸数が5を超え 10以下のもの	1件につき	103,000円
申請戸数が10を超え るもの	1件につき	145,000円

」に、「建築物を除く」を「場合

を除く」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、施行日以後に申請があったものに係る手数料から適用し、施行日前に申請があったものに係る手数料については、なお従前の例による。

議第58号

多治見市火災予防条例の一部を改正するについて

多治見市火災予防条例（昭和48年条例第28号）の一部を次のように改正するものとする。

令和5年6月1日提出

多治見市長 高木 貴行

多治見市火災予防条例の一部を改正する条例

多治見市火災予防条例（昭和48年条例第28号）の一部を次のように改正する。

第13条の2第1項中「自動車等（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。第12号において同じ。）をいう。以下この条において同じ。）に」を「自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。）にコネクター（充電ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。）を用いて」に、「及び全出力200キロワットを超えるものを除く。）をいう」を「を除く。）をいい、分離型のもの（変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト（コネクター及び充電ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。）により構成されるものをいう。以下同じ。）にあつては、充電ポストを含む」に改め、同項第1号中「不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは」を「次に掲げるものにあつては」に改め、同号に次のように加える。

ア 不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するもの

イ 分離型のものにあつては、充電ポスト

第13条の2第1項第2号に次のただし書を加える。

ただし、分離型のものの充電ポストにあつては、この限りでない。

第13条の2第1項第6号中「急速充電設備」を「コネクター」に改め、同項第7号

中「急速充電設備と電気自動車等の接続部に」を「コネクタが電気自動車等に接続され、」に、「接続部が」を「コネクタが当該電気自動車等から」に改め、同項第11号中「緊急停止させることができる措置を講ずる」を「緊急に停止することができる装置を、当該急速充電設備の利用者が異常を認めたときに、速やかに操作することができる箇所に設ける」に改め、同項第12号中「自動車等」を「急速充電設備と電気自動車等」に改め、同項第13号中「(充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。)」を削り、同項中第18号を第19号とし、第17号を第18号とし、同項第16号中「当該蓄電池」の次に「(主として保安のために設けるものを除く。)」を加え、同号の次に次の1号を加える。

(17) 急速充電設備のうち分離型のものにあつては、充電ポストに蓄電池（主として保安のために設けるものを除く。）を内蔵しないこと。

第18条第1項中「いう。」の次に「以下同じ。」を加える。

第25条第3項を削り、同条第4項第2号中「併せて図記号による標識を設けるときは、別表第7に定めるものとしなければなら」を「健康増進法（平成14年法律第103号）第33条第2項に規定する喫煙専用室標識を設ける場合においてはこの限りで」に改め、同項を同条第3項とし、同項の次に次の1項を加える。

4 第2項又は前項第2号に規定する標識と併せて図記号による標識を設けるときは、「禁煙」又は「火気厳禁」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては、国際標準化機構が定めた規格第7010号又は日本産業規格Z8210に適合するものとし、「喫煙所」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては、国際標準化機構が定めた規格第7001号又は日本産業規格Z8210に適合するものとしなければならない。

第25条第5項中「前項」を「第3項」に改める。

別表第4から別表第7までを次のように改める。

別表第4から別表第7まで 削除

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第13条の2第1項の改正規定及び次項の規定は、令和5年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 第13条の2第1項の改正規定の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされて

いるこの条例による改正後の多治見市火災予防条例（以下「新条例」という。）第13条の2第1項に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例による。

- 3 新条例第25条第3項第2号の規定の適用については、当分の間、同号中「喫煙専用室標識」とあるのは、「喫煙専用室標識又は健康増進法の一部を改正する法律（平成30年法律第78号）附則第3条第1項の規定により読み替えて適用される健康増進法第33条第2項に規定する指定たばこ専用喫煙室標識」と読み替えるものとする。
- 4 この条例（第13条の2第1項の改正規定及び第2項の規定を除く。）の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第25条第2項又は第3項第2号に規定する標識と併せて設ける図記号のうち、新条例第25条第4項の規定に適合しないものについては、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

報第12号

令和4年度多治見市一般会計継続費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第1項の規定により、令和4年度多治見市一般会計継続費繰越計算書を次のとおり調製したので、これを議会に報告する。

令和5年6月1日提出

多治見市長 高 木 貴 行

令和4年度多治見市一般会計継続費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	継続費の総額	令和4年度継続費予算現額			支出済額及び支出見込額	残額	翌年度 繰越額	左の財源内訳		
				予算計上額	前年度 繰越額	計				繰越金	国県支出金	特定財源 地方債
2	1	総務管理費	369,202,000	4,249,000		4,249,000	969,100	3,279,900	3,279,900			
2	2	徴税費	54,659,000	12,359,000	500	12,359,500	12,358,500	1,000	1,000			
4	2	清掃費	1,818,514,000	786,387,000	19,707,500	806,094,500	679,484,300	126,610,200	126,610,200			
9	1	消防費	159,000,000	63,600,000		63,600,000	53,062,240	10,537,760	10,537,760			
10	2	小学校費	210,082,000	87,790,000		87,790,000	82,516,000	5,274,000	5,274,000			
10	2	小中一貫教育校建設事業 (設計業務分)	152,000,000	91,200,000	22,800,000	114,000,000	46,363,900	67,636,100	67,636,100			

款	項	事業名	継続費の総額	令和4年度継続費予算理額			支出済額及び支出見込額	残額	翌年度 繰越額	左の財源内訳		
				予算計上額	前年度 繰越額	計				繰越金	国県支出金	特定財源 地方債
10	3	中学校費	129,280,000	54,024,000	54,024,000	50,779,000	3,245,000	3,245,000				
10	3	中学校費	523,668,000	235,651,000	261,834,000	238,696,700	23,137,300	23,137,300				
10	6	社会教育費	1,061,616,000	390,796,000	420,822,000	322,038,000	98,784,000	98,784,000			76,700,000	
		合計	4,478,021,000	1,726,056,000	1,824,773,000	1,486,267,740	338,505,260	338,505,260	261,805,260		76,700,000	

報第13号

令和4年度多治見市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、令和4年度多治見市一般会計繰越明許費繰越計算書を次のとおり調製したので、これを議会に報告する。

令和5年6月1日提出

多治見市長 高木 貴行

令和4年度多治見市一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	既収入 特定財源	左の財源内訳			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
2 総務費	1 総務管理費	新生児特別額給付金事業費	7,000,000	7,000,000					7,000,000
2 総務費	1 総務管理費	市民の給湯施設整備工事費	30,000,000	22,000,000					22,000,000
2 総務費	1 総務管理費	市民の里施設整備工事費 (屋根及び外壁等補修工事並びに浴室排水管等改修工事)	29,845,000	29,845,000					29,845,000
2 総務費	3 戸籍住民基本台帳費	戸籍住民基本台帳関係業務委託費	5,302,000	5,302,000		5,302,000			
3 民生費	4 災害救助費	災害見舞金 (令和4年7月9日の大雨に係る被災者生活・住宅再建支援金)	2,000,000	2,000,000		1,332,000			668,000
4 衛生費	1 保健衛生費	新型コロナウイルス感染症予防接種事業費 (国の令和4年度補正予算に係る追加接種事業)	450,520,000	450,520,000		450,520,000			
7 商工費	1 商工費	たじみビジネスプラント事業費 (第4回コンテナに係るまちなかプラント報償費)	3,000,000	3,000,000					3,000,000
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路改良事業費(単独)	19,000,000	16,562,900					16,562,900
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路改良事業費(単独) (市道860703線(潮見公園線)測量・予備設計業務委託)	17,000,000	16,214,900					16,214,900
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路改良事業費(単独) (市道412000線(県病院東)改良工事)	28,000,000	27,131,600				27,131,600	

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				一般財源	
					既収入 特定財源	未収入特定財源				その他
						国県支出金	地方債			
8 土木費	3 河川費	かわまぢづくり事業費 (散策路及び多目的空間整備に係る詳細設計業務委託)	10,260,000	10,260,000					10,260,000	
8 土木費	都市計画 4 画費	空き家対策補助金 ()	3,900,000	1,000,000					1,000,000	
8 土木費	都市計画 4 画費	(都)音羽小田線道路改良事業費(公共) (豊岡跨線橋改築計画に関する調査設計事業)	60,000,000	59,928,928	24,309,000	21,800,000			13,819,928	
8 土木費	都市計画 4 画費	公園施設取水ゲート改修工事 ()	45,000,000	34,100,000					34,100,000	
8 土木費	都市計画 4 画費	公園施設トイレ更新工事 ()	37,067,000	37,067,000		33,300,000			3,767,000	
8 土木費	都市計画 4 画費	公園施設照明灯寿命化工事 ()	89,300,000	84,372,000		73,600,000	8,200,000		2,572,000	
8 土木費	5 住宅費	市営住宅施設整備工事 (旭ヶ丘第1団地他3団地に係る市営住宅解体工事)	76,216,000	76,216,000					76,216,000	
9 消防費	1 消防費	消防本部高圧受変電設備取替工事 ()	46,860,000	46,860,000		42,100,000			4,760,000	
9 消防費	1 消防費	非常団消防車両購入 ()	6,195,000	6,195,000					6,195,000	

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
10 教育費	2 小学校費	小学校施設改善工事費 (根本小学校屋内運動場屋根防水改修工事)	30,915,000	30,915,000		23,100,000			7,815,000
10 教育費	2 小学校費	学校耐震補強工事費 (根本小学校屋内運動場非構造部材耐震補強工事)	68,291,000	68,291,000		22,080,000	39,700,000		6,511,000
10 教育費	6 社会教育費	公民館機能統合委託費 (養正公民館)	15,000,000	15,000,000			11,500,000		3,500,000
10 教育費	7 保健体育費	体育館管理費 (新型コロナウイルス感染症対策体育館指定管理者緊急支援金)	400,000	400,000					400,000
10 教育費	8 学校給食費	旧調理場敷地積更登記業務委託費 (旧調理場等敷地)	10,021,000	10,020,849					10,020,849
	合	計	1,091,092,000	1,060,202,177	8,200,000	503,543,000	245,100,000	27,131,600	276,227,577

報第14号

令和4年度多治見市介護保険事業特別会計継続費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第1項の規定により、令和4年度多治見市介護保険事業特別会計継続費繰越計算書を次のとおり調製したので、これを議会に報告する。

令和5年6月1日提出

多治見市長 高木 貴行

令和4年度多治見市介護保険事業特別会計継続費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	継続費の総額	令和4年度継続費予算現額			支出済額及び支出見込額	残額	翌年度 繰越額	左の財源内訳		
				予算計上額	前年度 繰越額	計				繰越金	国県支出金	特定財源 地方債
1	5	日常生活圏域ニーズ等調査及び 高齢者保健福祉計画策定業務 費	9,647,000	4,623,000		4,623,000	3,960,000	663,000	663,000			

報第15号

令和4年度多治見市水道事業会計予算繰越計算書の報告について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、令和4年度多治見市水道事業会計予算繰越額の使用に関する計画について、繰越計算書をもって次のとおり報告を受けたので、これを議会に報告する。

令和5年6月1日提出

多治見市長 高木 貴行

令和4年度多治見市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位：円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳		不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						企業債	損益勘定留保資金			
資本的支出	建設改良費	富士見送水ポンプ場操作盤更新工事	21,366,400		21,366,400		21,366,400			新型コロナウイルス感染症に伴う世界規模の輸送混雑の影響等により構成製品の一部に入荷遅延が発生し、工場製作に遅れが生じたため

報第16号

令和4年度多治見市下水道事業会計継続費繰越計算書の報告について

地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第18条の2第1項の規定により、令和4年度多治見市下水道事業会計継続費繰越額の使用に関する計画について、継続費繰越計算書をもって次のとおり報告を受けたので、これを議会に報告する。

令和5年6月1日提出

多治見市長 高木 貴行

令和4年度多治見市下水道事業会計継続費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	継続費の総額	令和4年度継続費予算現額			支払義務発生 (見込) 額	残額	翌年度 繰越額	翌年度繰越額 に係る財源内訳			翌年度繰越額 に係る繰越を 要するたば当資 産の購入限度額
				予算計上額	前年度 繰越額	計				国庫補助金	企業債	損益勘定 留保資金	
資本的支出	建設改良費	終末処理場建設改良費 (分流水系監視設備 更新工事)	604,600,000	241,800,000	241,800,000	233,200,000	8,600,000	8,600,000	4,730,000	3,400,000	470,000		
資本的支出	建設改良費	終末処理場建設改良費 (三の倉センター 基幹改良工事)	462,682,000	224,407,000	100	190,853,080	33,554,020	33,554,020		31,800,000	1,754,020		

報第17号

令和4年度多治見市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、令和4年度多治見市下水道事業会計予算繰越額の使用に関する計画について、繰越計算書をもって次のとおり報告を受けたので、これを議会に報告する。

令和5年6月1日提出

多治見市長 高木 貴行

令和4年度多治見市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位：円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						国庫補助金	企業債	損益勘定留保資金		
資本的支出	建設改良費	ストックマネジメント計画に伴う管更生工事	130,000,000		130,000,000	50,135,000	73,300,000	6,565,000		事業計画の再検討に不測の日数を要したため
資本的支出	建設改良費	ストックマネジメント計画に伴う管渠埋設工事	19,305,000	7,700,000	11,605,000		11,000,000	605,000		地元住民との施工日程の調整に時間を要したため
資本的支出	建設改良費	浸水対策工事に伴う管渠布設替工事	13,000,000	4,400,000	8,600,000		8,100,000	500,000		他の占用物件との施工日程の協議に時間を要したため
資本的支出	建設改良費	ストックマネジメント計画に伴う管渠埋設工事	22,000,000		22,000,000		20,900,000	1,100,000		他の占用物件との施工日程の協議に時間を要したため
資本的支出	建設改良費	池田下水処理場内管渠布設替工事	26,000,000		26,000,000		24,700,000	1,300,000		場内整備に伴い他機関との調整に時間を要したため
資本的支出	建設改良費	土岐川左岸ポンプ場内整備工事	4,895,000		4,895,000			4,895,000		場内整備に伴い他機関との調整に時間を要したため
資本的支出	建設改良費	下水道管更生工事	15,000,000		15,000,000			15,000,000		他の占用物件との施工日程の協議に時間を要したため
資本的支出	建設改良費	マンホールポンプ更新工事	8,250,000		8,250,000	4,000,000	3,800,000	450,000		事業計画の再検討に不測の日数を要したため
資本的支出	建設改良費	池田下水処理場計測機更新工事	6,270,000		6,270,000	3,300,000	2,600,000	370,000		新型コロナウイルスの影響による半導体及び樹脂製品の需要急増・供給不足により、主要機器の生産計画に遅れが生じたため

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位：円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			翌年度繰越額に係る繰越を要するた る即資産の購入限 度額	説明
						国庫補助金	企業債	損益勘定留保 資金		
資本的支出	建設改良費	池田下水処理場第2-3系列最初沈殿池耐震補強工事	4,730,000		4,730,000	2,365,000	2,100,000	265,000		事業計画の再検討に不測の日数を要したため
資本的支出	建設改良費	市之倉処理場No.8上澄排出装置改良工事	8,030,000		8,030,000		7,600,000	430,000		新型コロナウイルスの影響による半導体及び樹脂製品の需要急増・供給不足により、主要機器の生産計画に遅れが生じたため
資本的支出	建設改良費	マンホールポンプ場改良工事	5,665,000		5,665,000			5,665,000		新型コロナウイルスの影響による半導体及び樹脂製品の需要急増・供給不足により、主要機器の生産計画に遅れが生じたため
資本的支出	建設改良費	明和町6マンホールポンプ場等通報装置更新工事	4,950,000		4,950,000			4,950,000		新型コロナウイルスの影響による半導体及び樹脂製品の需要急増・供給不足により、主要機器の生産計画に遅れが生じたため

議第63号

多治見市教育委員会委員の任命について

次の者を多治見市教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意を求めらる。

令和5年6月1日提出

多治見市長 高木 貴行

住 所	氏 名	生年月日	備 考
*****	水野 豊	*****	新任（任期は、令和5年9月30日まで）

提案理由

本市教育委員会委員 水野 雅樹（みずの まさき）氏が令和5年4月30日をもって退任したため、水野 豊氏を新たに任命する。

議第64号

多治見市公平委員会委員の選任について

次の者を多治見市公平委員会委員に選任したいので、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求める。

令和5年6月1日提出

多治見市長 高木 貴行

住 所	氏 名	生年月日	備 考
***** **	小倉 保二	*****	再任（任期は、令和9年7月29日まで）

提案理由

本市公平委員会委員 小倉 保二氏の任期が、令和5年7月29日に満了するため、同氏を引き続き選任する。

議第65号

多治見市監査委員の選任について

次の者を多治見市監査委員に選任したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和5年6月1日提出

多治見市長 高木 貴行

住 所	氏 名	生年月日	備 考
***** **	尾関 恵一	*****	再任（任期は、令和 9年7月25日まで）

提案理由

本市監査委員 尾関 恵一氏の任期が、令和5年7月25日に満了するため、同氏を引き続き選任する。

議第66号

多治見市農業委員会委員の任命について

次の者を多治見市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和5年6月1日提出

多治見市長 高木 貴行

住 所	氏 名	生年月日	備 考	
***** *	山内 晃三	*****	再任	任期は、 令和8年 7月19日 まで
***** ****	日比野 敏夫	*****	再任	
***** **	加納 洋一	*****	再任	
***** **	梶田 達行	*****	再任	
***** **	長江 弓子	*****	新任	
***** *	江崎 勇	*****	新任	
*****	水口 博文	*****	新任	
***** **	市原 勝美	*****	再任	

***** ***	玉木 芳幸	*****	再任
*****	鈴木 隆	*****	再任
***** **	坂崎 寛治	*****	再任
***** *****	右高 一朋	*****	再任
***** **	若尾 武彦	*****	再任
***** **	富田 良一	*****	再任
***** **	若尾 茂	*****	再任
***** **	東 一二美	*****	再任
***** **	伊藤 忠義	*****	新任

提案理由

本市農業委員会委員の任期が、令和5年7月19日に満了するため、上記の者を任命する。

議第67号

公葬を行うについて

多治見市名誉市民 加藤 孝造氏が令和5年4月17日逝去されたので、次のように公葬を行うものとする。

令和5年6月1日提出

多治見市長 高 木 貴 行

- 1 日 時 令和5年7月31日 午後2時
- 2 場 所 多治見市十九田町2丁目8番地
多治見市文化会館 大ホール